

様式第48（第69条関係）

託送供給約款変更届出書

小ガ水第893号
令和3年3月2日

関東経済産業局長
濱野幸一 殿

住 所 新潟県小千谷市千谷川1-13-1
名 称 新潟県小千谷市
代表者 小千谷市長 大塚昇一

ガス事業法第48条第6項の規定により、次のとおり託送供給約款を変更したので
届け出ます。

変 更 の 内 容	別紙のとおり
実 施 期 日	令和3年4月1日

託送供給約款の変更を必要とする理由

令和元年度の託送供給収支において、超過利潤累積額が一定水準額を超過し、及び想定単価と実績単価との乖離率が -5% を超過したため、託送供給料金の引下げを行うもの。

また、附則中乖離率に係る暫定的措置の項について、対象となる期間を経過しているため削除するもの。

○ 託送供給料金の新旧平均単価及び改定率

(税抜)

	旧平均単価 (円/m ³)	新平均単価 (円/m ³)	改定率
託送供給料金	40.58	36.03	△ 11.21%

託送供給約款 新旧対照表

旧	新
<p>附則</p> <p>1. 実施期日 この約款は、<u>令和元年10月11日</u>から実施する。</p> <p>2.・3. (略)</p> <p><u>4. 乖離率に係る暫定的措置</u> <u>平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間に初めて基本契約を締結し、この基本契約の締結日から2年間における託送供給依頼者（以下「暫定措置対象者」という。）については、4(10)③、24においては「5パーセント」を「5パーセント（暫定措置対象者は10パーセント）」と読み替える。</u></p>	<p>附則</p> <p>1. 実施期日 この約款は、<u>令和3年4月1日</u>から実施する。</p> <p>2.・3. (略)</p>

託送供給約款別表 新旧対照表

旧	新																
<p>(別表第4) 料金表 託送供給依頼者は個別契約の申込みに際して、以下のいずれか1つを選択するものとする。</p> <p>[一般託送供給料金]</p> <p>1. 適用区分 料金表A ガス量が0立方メートルから23立方メートルまでの場合に適用する。 料金表B ガス量が23立方メートルを超え、323立方メートルまでの場合に適用する。 料金表C ガス量が323立方メートルを超える場合に適用する。</p> <p>2. 料金表A</p> <p>(1) 定額基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 70%; text-align: center;">1か月及び1個別契約につき</td> <td style="text-align: center;">400.00円</td> </tr> </table> <p>(2) 従量料金単価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 70%; text-align: center;">1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: center;"><u>32.00円</u></td> </tr> </table> <p>3. 料金表B</p> <p>(1) 定額基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 70%; text-align: center;">1か月及び1個別契約につき</td> <td style="text-align: center;">450.00円</td> </tr> </table> <p>(2) 従量料金単価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 70%; text-align: center;">1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: center;"><u>31.00円</u></td> </tr> </table> <p>4. 料金表C</p> <p>(1) 定額基本料金</p>	1か月及び1個別契約につき	400.00円	1立方メートルにつき	<u>32.00円</u>	1か月及び1個別契約につき	450.00円	1立方メートルにつき	<u>31.00円</u>	<p>(別表第4) 料金表 託送供給依頼者は個別契約の申込みに際して、以下のいずれか1つを選択するものとする。</p> <p>[一般託送供給料金]</p> <p>1. 適用区分 料金表A ガス量が0立方メートルから23立方メートルまでの場合に適用する。 料金表B ガス量が23立方メートルを超え、323立方メートルまでの場合に適用する。 料金表C ガス量が323立方メートルを超える場合に適用する。</p> <p>2. 料金表A</p> <p>(1) 定額基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 70%; text-align: center;">1か月及び1個別契約につき</td> <td style="text-align: center;">400.00円</td> </tr> </table> <p>(2) 従量料金単価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 70%; text-align: center;">1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: center;"><u>26.95円</u></td> </tr> </table> <p>3. 料金表B</p> <p>(1) 定額基本料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 70%; text-align: center;">1か月及び1個別契約につき</td> <td style="text-align: center;">450.00円</td> </tr> </table> <p>(2) 従量料金単価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 70%; text-align: center;">1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: center;"><u>26.51円</u></td> </tr> </table> <p>4. 料金表C</p> <p>(1) 定額基本料金</p>	1か月及び1個別契約につき	400.00円	1立方メートルにつき	<u>26.95円</u>	1か月及び1個別契約につき	450.00円	1立方メートルにつき	<u>26.51円</u>
1か月及び1個別契約につき	400.00円																
1立方メートルにつき	<u>32.00円</u>																
1か月及び1個別契約につき	450.00円																
1立方メートルにつき	<u>31.00円</u>																
1か月及び1個別契約につき	400.00円																
1立方メートルにつき	<u>26.95円</u>																
1か月及び1個別契約につき	450.00円																
1立方メートルにつき	<u>26.51円</u>																

1 か月及び1 個別契約につき	1, 100. 00円
-----------------	-------------

(2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	<u>29. 00円</u>
-------------	----------------

[選択的託送供給料金]

5. 料金表「大口契約」

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	37, 400. 00円
-----------------	--------------

(2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	<u>43. 00円</u>
-------------	----------------

1 か月及び1 個別契約につき	1, 100. 00円
-----------------	-------------

(2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	<u>25. 05円</u>
-------------	----------------

[選択的託送供給料金]

5. 料金表「大口契約」

(1) 定額基本料金

1 か月及び1 個別契約につき	37, 400. 00円
-----------------	--------------

(2) 従量料金単価

1 立方メートルにつき	<u>38. 30円</u>
-------------	----------------

様式第1（第3条関係）
第1表

ガス需要計画

(単位：千m³)

	元年度実績	2年度見込み	3年度	4年度	5年度	原価算定期間計	備考
需要量	15,980	16,591	16,852	17,241	17,095	51,188	(43.9535MJ)

- (注) 1. 原価算定期間に応じて年度別に欄を設けて記載すること（以下この様式において同じ。）。
2. 備考欄には、必要に応じて算定の基礎となる数値等を記載すること（以下この様式において同じ。）。

第2表

設備投資計画

(単位：百万円)

	元年度実績	2年度見込み	3年度	4年度	5年度	原価算定期間計	備考
土地	1	0	0	0	0	0	
建物	0	0	0	0	0	0	
供給設備	ガスホルダー	0	0	0	0	0	
	その他機械装置	7	8	11	30	14	55
	主要導管	25	0	0	0	0	0
	本支管（主要導管以外）	118	286	159	159	136	454
	供給管	9	14	14	14	14	42
	その他	6	12	7	10	18	35
計	165	320	191	213	182	586	
業務設備	7	15	7	0	0	7	
合計	173	335	198	213	182	593	
工事負担金等（合計の内訳）	42	64	24	10	10	44	

- (注) 消費税額を含まない金額を記載すること。また、工事負担金等圧縮前の値を基準として記載すること。

様式第2（第4条及び第5条関係）
第1表

営業費等算定総括表

（原価算定期間：令和3年4月～令和6年3月）

（単位：千円）

項 目		金 額	備 考
労 務 費	役員給与	0	
	給料	117,831	
	雑給	11,034	
	賞与手当	39,681	
	法定福利費	28,023	
	厚生福利費	99	
	退職手当	27,084	
計		223,752	
諸 経 費	修繕費	196,406	
	電力料	3,066	
	水道料	318	
	使用ガス費	2,946	
	消耗品費	6,322	
	運賃	0	
	旅費交通費	689	
	通信費	4,758	
	保険料	903	
	賃借料	5,055	
	委託作業費	120,906	
	租税課金（法人税・地方法人税・住民税 （法人税割）を除く。）	110	
	試験研究費	0	
	教育費	347	
	需要開発費	3,775	
	たな卸減耗費	90	
	固定資産除却費	41,907	
	貸倒償却	0	
	雑費	<0> <2,946> 8,460	寄付金に係る費用 団体費に係る費用
	需給調整費	0	
バイオガス調達費	0		
需要調査・開拓費	0		
事業者間精算費	465,102		
計		861,160	
減価償却費		583,248	
営業外費用		47,166	
法人税・地方法人税・住民税（法人税割に限る。）		0	
合 計		1,715,326	

- （注） 1. 雑費の上段< >には寄付金に係る費用を、下段< >には団体費に係る費用を内数として記載すること。
2. 備考欄には、必要に応じて算定の基礎となる数値等を記載すること。
3. 該当事項がない欄には記載することを要しない。

第3表

事業報酬算定総括表（地方公共団体）

（原価算定期間：令和3年4月～令和6年3月）

（単位：千円）

	金 額	備 考
企業債利息	3,698	
一時借入金利息	0	
他会計からの繰入金利息	0	
小 計	3,698	
期首固定資産帳簿価額（A）	6,508,867	
期末固定資産帳簿価額（B）	6,417,315	
[（A）+（B）] / 2 × 2%	129,262	
事業報酬額	129,262	

様式第4（第7条関係）

第1表

控除項目算定総括表

（原価算定期間：令和3年4月～令和6年3月）

（単位：千円）

項 目	金 額	備 考
営業雑益	0	
雑収入	63	
事業者間精算収益	0	
合 計	63	

（注）1. 備考欄には、必要に応じて算定の基礎となる数値等を記載すること（以下この様式において同じ。）。

2. 該当事項がない欄には記載することを要しない（以下この様式において同じ。）。

様式第5（第8条から第12条まで関係）
第1表

原価等整理表

(単位：千円)

項 目		供給販売費	一般管理費	その他項目	合計
営 業 費	労務費				
	役員給与	0		—	0
	給料	117,831		—	117,831
	雑給	11,034		—	11,034
	賞与手当	39,681		—	39,681
	法定福利費	28,023		—	28,023
	厚生福利費	99		—	99
	退職手当	27,084		—	27,084
	計	223,752	0	—	223,752
	諸経費				
	修繕費	196,406		—	196,406
	電力料	3,066		—	3,066
	水道料	318		—	318
	使用ガス費	2,946		—	2,946
	消耗品費	6,322		—	6,322
	運賃	0		—	0
	旅費交通費	689		—	689
	通信費	4,758		—	4,758
	保険料	903		—	903
	賃借料	5,055		—	5,055
	委託作業費	120,906		—	120,906
	租税課金	110		—	110
	試験研究費	0		—	0
	教育費	347		—	347
	需要開発費	3,775		—	3,775
	たな卸減耗費	90		—	90
	固定資産除却費	41,907		—	41,907
	貸倒償却	0		—	0
	雑費	8,460		—	8,460
	需給調整費	0		—	0
	バイオガス調達費	0		—	0
	需要調査・開拓費	0		—	0
事業者間精算費	465,102		—	465,102	
計	861,160	0	—	861,160	
減価償却費	583,248		—	583,248	
営業外費用	—	—	47,166	47,166	
法人税・地方法人税・住民税（法人税割に限る。）	—	—	0	0	
事業報酬	—	—	129,262	129,262	
小 計 (A)	1,668,160	0	176,428	1,844,588	
控 除 項 目	営業雑益	—	—	0	0
	雑収入	—	—	63	63
	事業者間精算収益	—	—	0	0
計 (B)	—	—	63	63	
合計（原価等）(C)=(A)-(B)	—	—	—	1,844,525	

(注) 1. 該当事項がない欄には記載することを要しない（以下この様式において同じ）。

2. 中小事業者は、供給販売費と一般管理費とを合わせて記載することができる（以下この様式において同じ。）。

第2表

機能別原価整理表

(単位：千円)

機能別原価項目		金額
ホルダー原価		74,443
供給需要原価	高压導管原価	0
	中压導管原価	186,601
	中压A導管原価	186,601
	中压B導管原価	0
	低压導管原価	723,462
計		910,063
需要家原価	供給管原価	111,138
	メーター原価	181,830
	検針原価	39,262
	内管保安原価	62,687
計		394,917
託送供給特定原価		465,102
合計(原価等)		1,844,525

(注) 記入に当たっては各一般ガス導管事業者の原価項目に合わせて、欄を加えて記載することができる(以下この様式において同じ。)

第2表補足

原価等の項目別の機能別原価への配分率表

(単位：%)

	供給販売費			一般管理費			その他項目					
	労務費	諸経費	減価償却費	労務費	諸経費	減価償却費	営業外費用	事業報酬	法人税・地方 法人税・住民税	控除項目		
										営業雑益	雑収入	事業者間精算収益
ホルダー原価	5.15	6.58	0.81				0.88	0.88			1.59	
供給需要原価	高压導管原価	0.00	0.00	0.00			0.00	0.00			0.00	
	中压導管原価	20.62	4.91	12.90			13.01	13.01			12.70	
	中压A導管原価	20.62	4.91	12.90			13.01	13.01			12.70	
	中压B導管原価	0.00	0.00	0.00			0.00	0.00			0.00	
	低压導管原価	25.78	17.81	67.66			66.75	66.75			66.67	
計	46.39	22.72	80.56	0.00	0.00	0.00	79.76	79.76	0.00	0.00	79.37	0.00
需要家原価	供給管原価	17.27	3.01	6.07			6.32	6.32			6.35	
	メーター原価	12.11	10.42	8.53			8.63	8.63			7.93	
	検針原価	6.96	1.30	1.61			1.76	1.76			1.59	
	内管保安原価	12.11	1.95	2.42			2.65	2.65			3.17	
計	48.46	16.69	18.63	0.00	0.00	0.00	19.36	19.36	0.00	0.00	19.04	0.00
託送供給特定原価	0.00	54.01	0.00				0.00	0.00			0.00	
合計(原価等)	100.00	100.00	100.00	0.00	0.00	0.00	100.00	100.00	0.00	0.00	100.00	0.00

(注) 1. 機能別原価に配分した比率を記載すること(以下この様式において同じ。)
2. 配分率は、小数点以下第3位を四捨五入し記載すること(以下この様式において同じ。)

様式第6（第14条関係）

第1表

託送供給約款料金原価等と料金収入の比較表

託送供給約款料金原価等 (a) (千円)	想定需要量 (b) (千 m^3)	平均単価 (a / b) (円 / m^3)	想定料金収入 (千円)
1,844,525	51,188	36.03	1,844,525

第2表

選択的託送供給約款料金種別一覧表

選択的託送供給約款料金の名称	料金の内容	(設定・変更の別)	実施期日	備考
大口契約	大口関連契約である需要家向けの料金	変更	令和3年4月1日	

様式第8（第18条及び第19条関係）
第2表

総括原価方式による料金引下げ原資等整理表

（原資算定期間：令和3年4月～令和6年3月）

（単位：千円）

	金額
届出託送供給約款料金原価等 （財務体質強化原資）	1,844,525
託送供給約款の変更前料金収入	2,077,245
託送供給約款料金引下げ原資	232,720
需要量（千m ³ ）	51,188